

令和3年10月1日

学生の皆さんへ

理事（教育・学生・国際担当）

秋田県における新型コロナウイルス感染警戒レベルの引き下げ等に伴う
感染防止対策の徹底について（通知）

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域が9月30日をもって全面解除となり、秋田県においても同日付けで新型コロナウイルス感染警戒レベルが「4」から「3」に引き下げられました。

については、全国の感染状況及び秋田県からの感染拡大防止のための協力要請を踏まえ、本学における学生の県外移動等の取扱いを下記のとおり変更しますので、内容を確認の上、ルールを厳守するようお願いいたします。

記

1. 学生の県外移動について

訪問地域の感染状況を踏まえて慎重に判断し、県外移動を行う場合は1週間前までに所属の学務担当に届出し、帰県後14日間の健康観察を行うとともに、少しでも体調に異変がある場合は登校せず保健管理センターに連絡してください。（帰県後14日間の自宅待機は不要となります。）

なお、訪問先等では、不織布マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底願います。

2. 会食等

食事の場で感染が発生していることに留意し、飲食の際は会話を控え、会話をするときにはマスクを着用し大声を出さないなど十分注意をお願いします。

また、できるだけ長時間を避け、「なるべく普段一緒にいる人」と「マスク会食」を行うとともに参加人数に応じた席の配置や換気の徹底など感染リスクを回避することに留意するようお願いいたします。

3. 健康観察及び行動の記録

学生自身が「感染しない」、「感染させない」という意識を強く持って行動してください。

また、「健康観察（健康観察 CHAT）」及び「行動の記録」は、県外移動にかかわらず毎日行ってください。自身、バイト先及び同居人等に感染の疑いが生じた場合は記録の提出を求めることがあります。

4. 留意事項

- ①本通知以外に所属学部から別途学外実習等の参加に伴う条件がある場合は、その指示に従ってください。
- ②届出は移動の1週間前としていますが、緊急に移動をする場合は、その時点で速やかに届出してください。
- ③マスクについては、不織布タイプを利用するなど防御能力のあるものを利用するとともに、適切な装着方法で使用する（鼻を出さない、ノーズワイヤーを調整して顔に密着させる等）ようお願いします。
- ④大学のルールを遵守しない場合は、処分の対象となることがあります。
- ⑤今後の感染状況によっては取扱いを変更することがありますので、少なくとも1日1回は a・net を確認してください。

（参考）

令和3年9月30日付 秋田県「感染警戒レベルの引き下げ及び感染防止対策の徹底について（依頼）」

担当：秋田大学総合学務課